

「鳥取県産乾燥材安定供給推進利子補助金」手続の流れ

1. 資金の借り入れ

○対象となる融資制度

(1) 日本政策金融公庫が取り扱う各種融資 (2) 鳥取県企業自立サポート融資

(3) 木材産業高度化推進資金 (4) その他知事が認める公的制度融資

* 令和3年4月以降の借り入れも対象とできる。ただし、令和3年度分の利息は対象外

2. 交付申請提出

○交付申請は、電子メールにより送信、

もしくは下記提出先へ郵送又は持参してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請受付から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

4. 事業実施

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先へ郵送又は持参してください。

5. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先へ郵送又は持参してください。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、電子メールにより送信、

もしくは下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書又は補助金等進捗状況報告書の内容を審査後、補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先

○県庁 森林・林業振興局 県産材・林産振興課(鳥取市) 0857-26-7308

メールアドレス kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp